

MS&AD

MS&ADインシュアラ NS グループ

2024年度 団体定期保険Bグループ制度

退職後継続保障制度のご案内

★本パンフレットと別途配布の「団体定期保険 契約概要・注意喚起情報」を熟読・保管ください。
★継続加入される場合には、「団体定期保険 契約概要・注意喚起情報」ならびに本パンフレットに記載されているこの保険商品の内容（保障内容、保険料等）について、ご自身のご意向に沿ったものであるかを必ずご確認ください。

【概要】

「退職後継続保障制度」は、MS&ADインシュアラ NS グループの団体定期保険Bグループ制度の既加入者で、以下のような方が対象となります。

- ① 定年・会社都合退職者または勤続20年以上の自己都合退職者
- ② 三井住友海上火災保険(株)に在籍中で、パート・シニア社員等の社員区分に変更となった方
- ③ MS&ADインシュアラ NS グループ会社に在籍中で、2024年4月1日時点（以降記載の保険年齢の計算基準日は同一となります。）の満年齢が70歳6か月超の方（昭和28年10月1日より前に生まれた方）

【保険期間】

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間となります。以後、特にお申し出のない限り、制度上の保険金額の範囲内で、加入資格を喪失されるまで自動的に更新して継続します。

【継続加入対象者】

2024年4月1日現在の満年齢が75歳6か月以下の方（昭和23年10月1日以降に生まれた方）。配偶者、お子さまは本制度へ加入できません。

【ご加入内容のお知らせについて】

継続してご加入いただく場合には、4月下旬に送付される「ご加入内容のお知らせ」（はがきサイズ）を大切に保管してください。ただし、保険料が口座振替（【掛金のお支払方法】を参照）できなかった場合は、4月1日にさかのぼって脱退の取り扱いとなり、「ご加入内容のお知らせ」についても無効となりますのでご注意ください。

【保険金額の増減額及び継続保障内容について】

1. 満75歳6か月を超えた直後に到来する更新日の前日まで、継続加入できます。
2. 満70歳6か月を超えた場合、保険金額は500万円が限度となります。
3. 本制度では、新規加入・増額はできません。なお、本制度にご加入中の方で、上記【概要】の②または③に該当される方が退職された場合でも、引き続き本制度にて継続加入いただけます。
4. 保険期間の途中では、任意に脱退・減額することはできません。脱退・減額をご希望の場合は、申込書類提出締切日までにお手続きください。

【保険金をお支払いする場合】

被保険者の方が、保険期間中に死亡された場合、または加入日以降に発生した傷害または疾病によって保険期間中に「約款所定の高度障害状態」になられた場合に保険金をお支払いします。

「約款所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。（【備考】もあわせてご参考ください。）

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系・精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【備考】

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼（がんけん）下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【保険金をお支払いできない場合】

次のような場合には、保険金をお支払いできませんので、お申込みに際し、特にご注意ください。

(保険金額を増額された場合、その増額部分については、下記の「加入」とある箇所を「増額」と読み替えて適用します。)

1. 死亡保険金が支払われない場合

(1) 加入日から1年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき

(3) 戦争その他の変乱によるとき（注）

2. 高度障害保険金が支払われない場合

(1) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金受取人の故意によるとき

(2) 戦争その他の変乱によるとき（注）

(3) 加入日前に生じた傷害や疾病を原因として約款所定の高度障害状態となったとき

3. 告知義務違反による解除

ご加入の際、保険契約者または被保険者が、引受保険会社が書面で求めた告知事項に関し、故意または重大な過失により告知欄に事実を記載されなかったか、事実と異なることを記載され、保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

4. 重大事由による解除

次に掲げる事項（「重大事由」といいます。）のいずれかが、保険契約者またはそれ以外の者によって生じ、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除となったとき

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

(2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金受取人が、この保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）があったとき

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の①から⑤のいずれかに該当するとき

① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること

③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること

④ 反社会的勢力により団体もしくは被保険団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 上記(1)～(4)に掲げる事項のほか、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記(1)～(4)に掲げる事項と同等の重大な事由がある場合なお、すでに保険金等をお支払いした後にこれらの事実が判明した場合には、引受保険会社はその返還を請求することができます。

5. 不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、この保険契約の被保険者として加入し（させ）、保険契約者による場合は保険契約の全部が、また被保険者による場合はその被保険者に対する部分が、無効となったとき。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

6. 詐欺による取消

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約の被保険者として加入し（させ）、保険契約者による場合は保険契約の全部が、また被保険者による場合はその被保険者に対する部分が、取消となったとき。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

（注） 戦争その他の変乱によって死亡（約款所定の高度障害状態に該当）した被保険者数の増加が、この保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金（高度障害保険金）を支払いまたは死亡保険金（高度障害保険金）を削減して支払います。

【保険金受取人】

- 死亡保険金受取人は、配偶者、子（子が死亡している場合にはその直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順に指定があるものとします（申込書上で指定する必要はありません）。
- 特に指定・変更したい場合は、申込書に受取人氏名（カナ）と続柄を記入し、押印のうえご提出ください。この場合の死亡保険金受取人変更の効力発生日は本パンフレットに記載の【保険期間】の開始日となります。
- また死亡保険金受取人を、本パンフレットに記載の【保険期間】より前に変更を希望の際には、本パンフレットに記載の【お問い合わせ先等】にお申し出いただき、別途「受取人変更（指定）通知書」をお取り寄せのうえ、手続きください。この場合の死亡保険金受取人変更の効力発生日は、「受取人変更（指定）通知書」の「変更通知」欄に記載の日となります。
- 高度障害保険金受取人は、ご加入者本人となります。
- 遺言による保険金受取人の変更は、お取り扱いしていません。

【制度運営費】

- 当制度の運営費用（口座振替費等）を『制度運営費（税込年間 715 円）』としてご負担いただきます。
- 制度運営費は、「生命保険料控除」の対象外です。

【掛金のお支払方法】

- 年に1度、月払保険料の12か月分と制度運営費とを、「掛金」として一括でお支払いただきます。
- お支払方法（経路）は口座振替です。
- 口座振替日は毎年4月28日（休日の場合は翌営業日）となります。振替できなかった場合は5月28日（休日の場合は翌営業日）に再度、振替となります。
- 掛金が口座振替できなかった場合でも、制度運営費をご負担いただく必要があります。

【掛金】

死亡・高度障害 保険金額	12か月分 概算保険料（円） (a)	制度運営費（円） (b)	概算掛金：1年分（円） (a)+(b)
1,500万円（15口）	84,600	税込：715 【税抜：650】	85,315
1,000万円（10口）	56,400		57,115
800万円（8口）	45,120		45,835
500万円（5口）	28,200		28,915
300万円（3口）	16,920		17,635
200万円（2口）	11,280		11,995
100万円（1口）	5,640		6,355

※上記概算保険料は、見込総保険金額、被保険者の見込年齢構成をもとに算出したものです。

したがって、上記掛金も概算となっています。

（確定後保険料は「ご加入内容のお知らせ」でご確認ください。）

【配当金】

退職後継続保障制度には、配当金はありません。

【個人情報のお取扱いについて】

- この保険の運営にあたっては、MS & ADインシュアラ NS グループホールディングス(株)および本制度の対象となるグループ会社は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等、以下「個人情報」といいます。）を取り扱い、本契約の引受保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
 - MS & ADインシュアラ NS グループホールディングス(株)および本制度の対象となるグループ会社は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用します。
 - 本契約の引受保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し（※）、また、MS & ADインシュアラ NS グループホールディングス(株)および本制度の対象となるグループ会社、他の引受保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引き続きMS & ADインシュアラ NS グループホールディングス(株)および本制度の対象となるグループ会社および引受保険会社において、それぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
 - 記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
- (※) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

【お問い合わせ先等】

MSK保険センター株式会社 営業推進部 前川

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1三井住友海上駿河台新館8階

TEL : 03-3259-7916 MAIL : A6B10_BG@ms-ins.com

※MSK保険センター(株)はMS & ADインシュアラ NS グループの団体定期保険Bグループの運営業務を受託しています。

※「新しい生活様式」を踏まえ、在宅勤務・オフピーク通勤等を実施しています。お問合せ等は、こちら⇒
よりメールでお願いいたします。

【収納代行：第一生命カードサービス株式会社】



【引受保険会社と引受割合（2024年1月1日時点）】(注)

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（事務幹事）	57. 8%
住友生命保険相互会社	21. 3%
大樹生命保険株式会社	14. 6%
日本生命保険相互会社	6. 3%

(注) 上記引受保険会社は、各ご加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。

なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

ご加入内容に変更のない場合は、申込書兼告知書をご提出いただく必要はありません。（自動更新）